

終活

元氣な今だから考える

ご存知ですか？

「民法改正で配偶者居住権を新設」

—あなたも遺産相続に関する予備知識をもとう！—

約40年ぶりに民法の相続分野に関する大幅な見直しが行われ、開会中の通常国会で成立すれば来年度から施行される予定です。そこで今回は、配偶者の優遇制度を中心に主要な改正内容を紹介します。



結婚20年以上の配偶者は生前贈与の土地・建物が遺産分割計算の対象外

現在の民法規定では、夫が死亡して妻と子供一人がいた場合、妻の相続額は遺産総額の1/2となります。

例えば、夫の残した自宅2000万円と預貯金など金融資産3000万円を相続した場合、妻が自宅の所有権を得て相続すると金融資産は500万円となり、老後の生活資金が不安視されます。

また、相続財産が土地・建物だけの場合、仲たがいでいる子供には自宅を処分して1/2の相続金を工面する必要に迫られ、今ま

で住んでいた自宅に住めないという問題が発生します。そこで、改正民法では残された配偶者が長年住み慣れた自宅に住み続け、老後の生活を安定的に維持していける権利「配偶者居住権」を新設することにしました。これからは自宅の所有権と居住

夫の遺した財産総額	
自宅(土地・建物) 2000万円 + 金融資産 3000万円 = 5000万円	
妻の相続財産	子供の相続財産
自宅 2000万円 + 金融資産 500万円 = 2500万円	金融資産 2500万円

権を分離し、配偶者が所有権をもたなくても自宅に住み続けることができるという権利です。因みに居住権の評価額は平均余命などをもとに決められ、高齢になるほど評価額は低くなるので預貯金などの相続財産も目減りせず増えることとなります。

更に配偶者に対する優遇策として、現行法では配偶者(妻)が自宅の土地・建物を生前贈与されたとき、被相続人(夫)が遺言書などで「土地・建物は遺産に含まない」旨を意思表示しておかないと遺産分割の計算対象となります。

改正民法では結婚して20年以上の配偶者は生前贈与や遺言で贈与された自宅の土地・建物は遺産分割の計算から除外されることとな

り、今後は配偶者に対する保護が手厚くなります。

更に、遺産分割に関する見直しでは、夫の死後に預貯金などの金融資産は凍結され、葬儀費用や生活資金の口座引出しができなくなったものが、相続人の合意がなくても単独で一定金額を引き出せる「仮払い制度」が創設されます。

法定相続分を下回る

遺留分の確保と自筆証書

遺言を法務局で保管

ところで、今回の改正では「遺留分の見直し」も行われました。遺留分とは相続人が最低限もらえる相続財産のこと。例えば、4人の相続人に対して全財産(土地・建物含む)4000万円を1人に相続させるという遺言を残しても、残りの人は遺留分に相当する財産500万円を各々が受け取る権利が保障されるとともに、遺留分に満たない差額分は現金で請求し受け取ることもできるようになりました。

この他に「遺言制度の見直し」も行われ、自筆証書遺言の方式が緩和されることになります。現行法では、自筆証書は全文(財産目

録も含む)・日付・氏名など全てを自書し、加除訂正に当たっては

変更箇所の付記と押印をしなければ効力を生じないという厳しい方式が設けられています。眼や手の不自由な高齢者にとって全文を自書することは苦痛でした。

改正民法では、預貯金や株式など数字が変わる財産目録はパソコンでの作成が認められます。また、自筆証書遺言を法務局で保管する制度も新設されます。

法務局への申請時には、遺言書の内容が法定通りの様式かどうか審査してもらえますし、家庭裁判所での検認の手続きも不要になります。

相続人以外の介護貢献度

に対し特別寄与料の支払いを明文化

最後に、高齢化社会のなかで義父母などの介護(療養看護)に努めてこられた方々への朗報ともいえる「寄与分」の制度が新設されました。

現行法では、相続人の妻が義父母の介護(療養看護)に努めた場合、遺産分割協議で、相続人でない妻が寄与分を主張・請求することは

難しく、妻の貢献度は殆んど認められていないのが実情でした。

改正民法では、相続人以外でも介護の貢献度に応じて特別寄与料として金銭請求ができる権利を容認しました。万が一、遺産分割協議で合意に達しないときは家庭裁判所の調停となりますが、貢献度に対する評価が明文化されたことは、急速に進む超高齢社会の介護問題に対する一縷の希望といえるのではないのでしょうか。

シニアスタッフ 上田篤彦

来年度から施行される相続法改正のポイント

配偶者の居住権	生活基盤の安定を図るため、高齢の配偶者が自宅に死ぬまで住み続けられる権利を新設
配偶者の保護	婚姻期間20年以上の夫婦間で生前贈与された自宅の土地・建物は遺産分割の計算から除外
仮払い制度の創設	預貯金の一部を相続人全員の合意がなくても単独で引き出せる権利を新設
遺留分の見直し	法定相続分を下回る遺留分の確保と併せ、遺留分に満たない差額分を現金で受け取れる仕組みを新設
自筆証書遺言の緩和	財産目録などは自筆でなくパソコンで作成可能、また法務局で自筆証書遺言を保管する制度も新設
寄与分の見直し	相続人の妻が義父母の療養看護に努めた場合、その貢献度に応じて遺産の分配を求める権利を新設